

# 熊本県公報

号外 第 18 号の 3  
平成 17 年 3 月 31 日 (木)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 条 例

- 熊本県税条例の一部を改正する条例……………(税 務 課) 2  
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例……………( " ) 2

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 不動産取得税  
既存住宅及びその土地に係る課税標準等の特例措置について、新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅が適用対象となるよう規定の整備を行うこととした。(第 52 条関係)
- 2 自動車取得税
  - (1) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車の取得に係る税率の特例措置の適用期限を平成 19 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 12 条第 2 項及び第 3 項関係)
  - (2) 平成 15 年又は平成 16 年自動車排出ガス規制に適合した自動車のうち、粒子状物質の排出量はその許容限度より 75 パーセント以上少ない一定の自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。(旧附則第 12 条第 9 項関係)
  - (3) 平成 16 年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。(旧附則第 12 条第 10 項関係)
  - (4) その他規定の整理を行うこととした。(附則第 12 条第 8 項関係)
- 3 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 経過措置
  - (1) 改正後の第 52 条の規定は、平成 17 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)以後の住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用することとした。
  - (2) 改正後の附則第 12 条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用することとした。

### ◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 過疎地域内における県税の課税免除  
適用期限を平成 19 年 3 月 31 日まで延長することとした。(第 4 条の 2 関係)
- 2 半島振興地域の区域内における県税の不均一課税
  - (1) 事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税対象者に、旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者を加えることとした。(第 1 条及び第 4 条の 4 関係)
  - (2) 適用期限を平成 19 年 3 月 31 日まで延長することとした。(第 4 条の 4 関係)
- 3 離島振興地域内における県税の課税免除  
適用期限を平成 19 年 3 月 31 日まで延長することとした。(第 4 条の 7 関係)
- 4 その他規定の整理を行うこととした。(第 4 条の 6 関係)
- 5 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日(6 において「施行日」という。)から施行することとした。
- 6 改正後の第 4 条の 4 の規定は、施行日以後に製造の事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用することとした。

## 条 例

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第 34 号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 52 条第 3 項中「人の居住の用に供されたことがある住宅」を「新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅」に改める。

附則第 12 条第 2 項及び第 3 項中「平成 17 年 3 月 31 日」を「平成 19 年 3 月 31 日」に改め、同条第 8 項中「（第 9 項及び第 10 項において「排出ガス保安基準」という。）」を削り、同条第 9 項及び第 10 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第 52 条の規定は、平成 17 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後の住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

3 新条例附則第 12 条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第 35 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和 39 年熊本県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「区域内において、製造の事業」の次に「若しくは旅館業（下宿営業を除く。）」を加える。

第 4 条の 2 第 1 項第 1 号ア中「平成 17 年 3 月 31 日」を「平成 19 年 3 月 31 日」に改める。

第 4 条の 4 第 1 項各号列記以外の部分中「製造の事業」の次に「又は旅館業（下宿営業を除く。）」を加え、同項第 1 号中「平成 17 年 3 月 31 日」を「平成 19 年 3 月 31 日」に改める。

第 4 条の 6 中「第 43 条の 3 第 2 項又は第 68 条の 18 第 2 項」を「第 43 条の 3 第 1 項又は第 68 条の 18 第 1 項」に改める。

第 4 条の 7 第 1 項第 1 号ア中「平成 17 年 3 月 31 日」を「平成 19 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の熊本県税特別措置条例第 4 条の 4 の規定は、施行日以後に製造の事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、施行日前に製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。